

京都市告示第 40 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
墨染通	東山区福稲高原町18番地地先から 同区福稲下高松町41番地の1地先まで	旧	メートル 26.20	メートル 39.80 ~ 45.88
		新	26.20	39.80 ~ 45.88
福稲経7号 線	東山区福稲下高松町49番地の6地先か ら 同町45番地の1地先まで	旧	98.00	2.10 ~ 4.80
		新	75.30	2.10 ~ 17.40
福稲緯6号 線	東山区福稲下高松町39番地の3地先か ら 同町47番地の4地先まで	旧	48.80	6.70 ~ 11.50
		新	48.80	6.90
福稲緯7号 線	東山区福稲下高松町41番地の1地内	旧	5.00	1.20
		新	1.30	1.20

(建設局土木管理部道路明示課)